

新型コロナワクチン 接種についてのお知らせ

接種費用 無料
(全額公費)



問 長与町新型コロナワクチン予防接種コールセンター 平日9時～17時（土日祝除く）
☎050-3733-0956 FAX 050-3819-8153

追加接種(3回目接種)について

対象者 2回目の接種から **6か月以上経過した12歳以上***の方

※12歳から17歳のお子さまをお持ちの保護者の皆さまへ
令和4年4月から、追加接種の対象者が、12歳以上に引き下げられました。よって、12歳～17歳の方で、2回目接種から最短で6か月以上経過した方は、3回目接種が可能になります。ただし、接種可能ワクチンは、ファイザー社ワクチンのみとなります。ご予約の際は、ワクチンの種類にご注意ください。

接種券の発送 3回目の接種時期が到来した方へ、**2回目を接種した順**に接種券を発送しています。

18歳以上の方 2回目接種時期	3回目接種券 発送予定日
令和3年10月26日まで	発送済
// 10月27日以降	4月中旬以降

**3回目接種の予約は、
接種券が届くまでお待ちください。**

12歳～17歳の方 2回目接種時期	3回目接種券 発送予定日
令和3年9月30日まで	発送済
// 10月1日～10月30日	4月中旬頃
// 11月以降	4月下旬以降

●2回目接種以降に転入された方
●発送予定日から半月以上経っても接種券が届かない方
お手数ですが、コールセンターへお電話ください。

使用ワクチン

年齢	使用ワクチン
18歳以上	1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチン〔ファイザー社および武田/モデルナ社(1・2回目接種の半分の量)〕
12歳～17歳	ファイザー社ワクチンのみ

接種方法 集団接種または個別医療機関での接種
接種には予約が必要です。接種券同封のチラシをご確認いただくか、コールセンターへお問い合わせください。

町の集団接種について

【集団接種スケジュール】 ※空き状況は予約時にご確認ください。

対象者	日にち	時間	場所	使用ワクチン
全年代(1・2・3回目)	4月10日①	8時45分～17時	健康センター	武田/モデルナ社
	4月29日(金・祝)	8時45分～12時15分	健康センター	ファイザー社
12歳～17歳	4月29日(金・祝)	14時～17時15分	健康センター	ファイザー社

最新の情報は町ホームページで
ご確認ください。

ワクチン接種について

町内医療機関予約受付状況

集団接種予約システム

家計急変世帯に対する臨時特別給付金を受けるには、申請が必要です！

☎ 福祉課 ☎ 801-5771 (直通) ☎ 883-1111 (代表)

●対象者 **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて**収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」※1となった世帯。ただし、住民税非課税世帯として給付金を受けた世帯は受給できません。

※1「住民税非課税相当」：世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること。

非課税を判断する収入の種類は、給与、事業、不動産、年金収入となります。非課税相当の水準は収入や世帯構成により異なりますので下表をご参照ください。

扶養している親族の状況	給与の場合	事業所得等の場合
単身または扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円	110.8万円

●支援金額 1世帯あたり10万円

●申請方法 「申請書」「申立書」「その他必要書類※2」をまとめて役場に郵送。「申請書」「申立書」は福祉課、または町ホームページから入手可。

※2 その他の必要書類：

- ・申請者（世帯主）の本人確認書類のコピー
- ・申請者（世帯主）の給付金受け取り口座が確認できる書類のコピー
- ・「令和3年中の収入の見込額」（源泉徴収票、確定申告書等）または「任意の1か月の収入」の状況が確認できる書類（給与明細など）



▲臨時特別給付金

詳しくはお問合せください。

飲食店などに対する営業時間短縮要請（第5期）に伴う協力金

☎ 産業振興課 ☎ 801-5836

☑ 令和4年2月13日以前より運営されている食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店および遊興施設（飲食スペースを含むもの）

☑ 全期間で営業時間の短縮にご協力いただいた店舗を対象に、店舗の事業規模（売上高）に応じて協力金を支給

☑ 店舗が所在する市町への申請。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☑ 4月20日☑



▲町ホームページ

長与町事業継続支援金（第6弾）

☎ 産業振興課 ☎ 801-5836

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県下全域へのまん延防止等重点措置区域の適用により、経営に影響を受けられた町内の事業者へ支援を行います。

●対象者 令和4年1月17日時点で、町内に本社がある法人もしくは住民登録がある個人事業主で、令和4年1月、2月または3月の事業収入が前年比（前々・前々々年比）20%以上30%未満減少しており、国の事業復活支援金の対象でなく、かつ長崎県内の営業時間短縮要請協力金または他市町が実施する同様の支援金を受給していない（しない）こと

減収などの各種要件があります。詳しくは、町ホームページでご確認ください。

●支援金額 比較対象年の月額収入減少額（千円未満切捨て）または10万円のいずれか低い額で最大2か月分

●申請期限 4月8日☑から6月7日☑まで（必着）

●提出先 西そのぎ商工会長与支所（専用ダイヤル☎801-4304、☎801-4305）

